

傷病者の搬送及び受入れの実施基準【大阪府堺市圏域版】に基づく 医療機関リスト更新要領(手続きマニュアル)

(目的)

第 1 条 本要領は、大阪府堺市保健医療協議会事務局が傷病者の搬送及び受入れの実施基準【大阪府堺市圏域版】に基づき、救急隊による症状に応じた救急搬送及びその受入れを円滑に行うために作成する医療機関リストの更新手続きを定めることを目的とする。

(更新の種類)

第 2 条 医療機関リストの更新は、次のとおりとする。

1. 定期更新
2. 隨時更新(新規登録、削除、診療内容等の変更)

(定期更新)

第 3 条 定期更新は、次により行う。

1. 毎年 8 月頃、医療機関に対し照会を行い、登録内容の確認・更新を依頼する。
2. 医療機関からの内容を取りまとめ、救急医療体制調整部会及び大阪府堺市保健医療協議会に諮り承認を得る。
3. 承認後、最新のリストを確定し、大阪府へ報告、医療機関及び堺市消防局へ周知する。

(隨時更新)

第 4 条 隨時更新は、次により行う。

1. 医療機関から新規登録、削除、診療内容等の変更の申し出があった場合は、迅速に対応する。
2. 救急医療体制調整部会及び大阪府堺市保健医療協議会での承認手続きが日程上困難な場合には、救急医療体制調整部会長の確認・承認をもって更新できる。
3. 救急医療体制調整部会長が承認した内容は、直近で開催される救急医療体制調整部会または大阪府堺市保健医療協議会に報告する。
4. 大阪府堺市保健医療協議会にて報告内容の承認を得る。

(その他)

第 5 条 更新に係る記録は保存し、更新履歴を管理するものとする。

2. 医療機関リストは、救急活動の円滑な実施に資するよう、最新の状態を維持するものとする。